## 第56回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和4年10月24日(月)午後3時00分~午後4時30分 新発田市役所5階 会議室501				
内 容	・議事     (1)抽出工事等の審議について     (2)第57回委員会開催に伴う抽出委員の指定について     (3)調査審議対象契約の範囲拡大について     (4)その他				
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	委員長 海藤 隆之 (弁護士)       (出席)         委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席)         委員 齋藤 直 (税理士) (出席)         委員 渋谷 イミ子 (公募委員) (出席)         委員 佐藤 恭子 (公募委員) (出席)				
審議対象期間	令和4年5月1日~令和4年8月31日				
抽出案件	10件(対象工事総件数109件)				
制限付一般競争入札	<ul> <li>・受託第1号 市営住宅豊団地1号棟第2期内部改修(建築)工事</li> <li>・教受第3号 豊浦中学校給食搬入口設置工事</li> <li>・教照第5号 小・中学校体育館照明器具落下防止対策(その5)工事</li> <li>・地観受繰第1号 月岡温泉景観整備工事</li> <li>・下補創第2号 新発田東部処理分区(m1-4-3他)管渠工事</li> <li>・改整第5号 配水管入替4-5工区(開削)工事</li> <li>・改整第7号 配水管入替4-7工区(開削)工事</li> </ul>				

	公募型 指名競争入札 通常 指名競争入札	0件			
	随意契約	3 件	<ul> <li>・教工第1号</li> <li>加治川小学校エレベーター巻上機交換工事</li> <li>・受託第8号</li> <li>新発田市役所別館エレベーター改修工事</li> <li>・下維持第1号</li> <li>加治川浄化センター汚泥脱水機修繕工事</li> </ul>		
委員からの意見・質問、 それに対する回答		別紙のとおり			
委員会による意見の具 申内容		特になし			
その他		傍聴者 2 名			

## 1 開会

## 2 議事

(1) 抽出工事等の審議について

・事務局より資料の訂正 次第の右上の日付が10月18日となっている ため、24日に訂正する。

・事務局から資料に基づき説明

① 第1三半期の契約等の状況

契約状況について質疑なし。

② 随意契約案件

・事務局及び工事担当課、工事予算課から資料に基づき説明

受託第8号 新発田市役所別館エレベーター改修工事について、他社では見積書を発行ができなかったとのことだが、その経緯や詳細を知りたい。

③ 一般競争入札案件

審議案件の抽出は、契約金額と落札率が高いものから抽出した。

改整第7号 配水管入替4-7工区(開削) 工事は、入札金額が似通っているように思われるが、推測される理由はなにか。また、再度入札時に辞退が3者あるが理由はあるか。 新発田市役所別館のエレベーターは株式会社日立ビルシステムが作製、管理している。 他社にも見積もりを依頼したが、エレベーター 内部の既存部品を生かした改修をするため、見 積もりが難しいとの回答だった。

参加業者はある程度、利益を確保したいという見込みで入札をしている。落札できない場合は、さらに利益を削り再度入札を行うが、価格を大きく下げることはできないため全体的に似通った金額となったと推測される。また、辞退については理由を求めていないため分から

ない。

受託第1号 市営住宅豊団地1号棟第2期 内部改修(建築)工事は、最低制限価格が77. 480,000円、予定価格は86,500,000円である。 落札金額は85,000,000円で、ほか入札参加者は 予定価格を上回っているが、初めから落札者が 決まっているように見られるのではないか。

世界情勢により資材が高騰しており、新発田 市が積算していた時点より、値上がりが生じて いる。入札時点での価格で入札をし、その中で 安価な業者だけが今回予定価格以内であった のではないかと推測している。

教照第5号 小・中学校体育館照明器具落 下防止対策(その5)工事は、特定共同企業 体を参加の条件としているが、その理由はな にか。また、5つの特定共同企業体が参加し ているが、入札の結果では1つの特定共同企 業体以外は全て辞退しており、競争になって いないように感じる。

児童生徒の安全を考え、小中学校の夏休みを 利用して確実に工事を行う必要があったため、 特定共同企業体を作った業者での参加を条件 としたと考える。また、入札の結果で1つの特 定共同企業体以外が全て辞退しているのは、一 抜け方式を採用しているためである。この工事 は、担当課が小中学校をグループ分けし、(そ の1)から(その5)まである。1つの工事で 落札候補者となった場合は以降の工事につい ては辞退扱いとしている。今回は、(その5) のため、1つの特定共同企業体以外は全て辞退 となっている。一抜け方式については、公告文 で記載をしている。

夏休みを利用し、短期間に工事を行う必要 があったことは分かった。しかし、特定共同 企業体が参加条件とする関連性はあるのか。

新発田市内のAランク業者を代表構成員と し、代表構成員以外はAランクだけでなく、B ランクやCランクの業者も参加できることで、 短期間に施工する技術やお互いの能力の向上 ができる機会を設けたのではないかと考える。

特定共同企業体は自主的に結成してもらっしそのとおり。 ているということか。

意	見	質	問
尽	<b>УТ</b> /	貝	101

## 回答

(2) 第57回委員会開催に伴う抽出委員の 指定について 第57回委員会の抽出は佐藤委員とする。

(3) 調査審議対象契約の範囲拡大について

・事務局から説明

範囲の拡大は、入札監視委員会の条例で定める所掌事務の再苦情処理に関することを期待しているのか。それとも入札及び契約手続の運用 状況や入札及び契約手続の改善状況に関することを審議するためか。 現在の委員会で実施している入札及び契約 手続の運用状況や入札及び契約手続の改善状 況に関すること、苦情処理に関することを審議した い。

入札に不満のある場合、新発田市のどこに訴えればよいか。解決できないときは裁判手続へ移ると思うが、救済を行う担当の部署があるのか。

苦情は契約検査課へ申し立ててもらうが、あくまで市と業者との私法上の契約であり、行政処分ではないため、不服を申し立てる機関が存在しない。そのため、物品や委託も審議対象へ拡大をし、入札の適正性を審議したらどうかということである。

(4) その他

第57回委員会開催日程について

第57回委員会は、令和5年2月8日(水) 15時開催とする(会議室504)。

3 閉会